

**令和 7 年度
静岡市自転車のまち
振興事業補助金**

静岡市 交通政策課

概要

（１）目的

●自律的かつ継続的な民間主体のサイクリングイベント等が、市内各地で催される状況を創出することで、静岡市自転車活用推進計画に掲げる「世界水準の自転車都市“しずおか”」の実現を図ることを目的として、市内でサイクリングイベント等を実施する民間事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

●補助金制度の活用により、自転車に関わる団体のイベント実施能力等の育成及び団体同士の横の繋がりを強化し、民間団体ならではの自由で柔軟な発想を活かした自転車イベント等の実施を促します。

（２）申請方法

１．申請の受付期間（令和７年度）

令和７年10月１日(火) から 令和８年２月27日(金) まで

※予算額に達し次第、受付終了

２．申請方法

事前相談をしたうえで、申請書類を交通政策課に郵送、メール、持参等の方法で提出してください。

提出先 〒420-8602 静岡市葵区追手町５番１号 静岡市役所 交通政策課

締切 令和８年２月27日（金）消印有効

３．申請書類

- （１）自転車のまち振興事業計画書（様式第２号）
- （２）収支予算書（様式第３号）
- （３）補助事業の実施に要する経費に係る見積書の写し
- （４）イベント等実施場所の地図
- （５）構成団体名簿
- （６）その他必要があると認める書類

補助対象団体・経費・事業

（１）補助対象の団体

●静岡市自転車サポーター制度登録の団体

【静岡市自転車サポーター制度とは】

官民が連携して自転車の利用環境の向上を図ることを目的として、市内各地の自転車に関する取り組みを実施する企業・団体を、“ハード”、“ソフト”、“マインド”各分野で認定する制度。

制度についての詳細はこちら▶



（２）補助対象経費

●補助対象の経費は以下のとおりです。

科目	例
広告宣伝費	宣伝費、広告印刷費、広告配布費 等
報償費	講師やインストラクターへの諸謝礼 等
会場費	会場借上料、会場設営費 等
事務費	消耗品費、印刷製本費、委託費、運搬費 等
会議費	研究会会議費 等
保険料	イベント保険の保険料 等

●次の経費は対象外となります。

- ・自らが管理する会場施設の会場使用料
- ・弁当類、飲料、パーティ費、その他飲食経費、交際費、接待費
- ・賞品等
- ・予備費、雑費等使途が曖昧な経費
- ・事業関係団体（主催者、共催者）の構成員や会員に支払う経費³

補助対象団体・事業

(3) 補助対象事業の区分

- 補助対象事業は**自転車活用の促進に資する**以下のような事業です。

A.大規模イベント

イベント来場者数（参加者数）の想定が**500人を超える**イベント等

例：サイクルフェス、サイクルレース、サイクルラリー

B.中小規模イベント等

来場者数（参加者数）の想定が**500人以下**のイベント

その他自転車促進事業

B-1イベント、教室、催事等

例：ガイドツアー、自転車教室、サイクルフェス、
サイクルラリー、試乗会

B-2製作物、広報事業等

例：自転車マップ作成、自転車安全教本作成、
サイクリング関連映像作品の作成・放映

- 次の事業は**対象外**となります。

- ・単に営利を目的とする事業
- ・国、地方団体から補助、助成、委託を受けている事業
- ・事業の参加者が、事業に関わる団体の構成員のみである等、限られた範囲を対象とする事業

補助金額

(1) 補助率及び上限額

- 補助率は以下のとおりです。
【会場借上料以外】 補助対象事業に係る経費の **2分の1**
【会場借上料】 会場借上料の**10分の10**
- 補助金の上限額は以下のとおりです。



補助率	上限額	大規模イベント	中小規模イベント等
補助対象経費 ※会場借上料以外 1/2	基礎額	構成団体数 × 5万円 上限 80万円	構成団体数 × 2万円 上限 10万円
	+		
	安全教育加算額	10万円	3万円
会場借上料 10/10	会場借上料	10万円	3万円

【補助金額計算の例】

大規模イベント/構成団体 19 団体/安全教育加算あり/会場借上料 8 万円/会場借上料以外の補助対象経費 150 万円 の場合

基礎額 ⇒ 19団体 × 5万円 ≧ 80万円 ⇒ **80万円**

安全教育加算額 ⇒ **10万円**

補助対象経費(会場借上料以外) の2分の1 = 75万円 ≦ 90万円 ⇒ **75万円**

会借上料 ⇒ 10万円 ≧ 8万円 ⇒ **8万円**

最終補助金額 **75万円 + 8万円 = 83万円**

補助金額

(2) 基礎額

●基礎額は、イベントを構成する自転車サポーター数＝構成団体数によって決定します。

大規模イベント
構成団体数 × 5万円
上限額 80万円

中小規模イベント等
構成団体数 × 2万円
上限額 10万円

【補助金額計算の例】

大規模 例：構成団体数が9の場合、9団体×5万円 = 45万円

中小規模 例：構成団体数が6の場合、6団体×2万円 ≥ 10万円 → 10万円

注意事項

- 補助金額の計算に用いる構成団体は、静岡市自転車サポーターのみとします。
- 静岡市自転車サポーター以外の団体等の、イベントへの参画を妨げるものではありません。
- 静岡市自転車サポーターへ登録済の団体であっても、活動報告がなされていない等、普段の活動に疑義が生じる場合は構成団体としてカウントしません。
- 構成団体は実際に主体的にイベントに参画している必要があります。
- 構成団体の構成要素として、飲食店はそれ以外の構成団体の同数以下とし、超えた分はカウントしません。
- 通常時の主たる事業が飲食業の場合であっても、イベントへの参画方法が飲食提供以外の場合、飲食店以外の構成団体としてカウント可能です。

補助金額

(3) 安全教育加算額

●安全教育加算額は、イベント内で安全教育関連コンテンツを実施した場合に加算されます。

大規模イベント

10万円

中小規模イベント等

3万円

注意事項

●安全教育に関するコンテンツは、他のコンテンツとは別に独立したコンテンツまたはコーナーとして設置する必要があります。

●同一イベント内での実施であれば、構成団体（自転車サポーター）が実施しないコンテンツでも対象とします。

(4) 会場借上料

●会場費は、イベントを実施するために必要な会場の借り上げ額の実額とします。

大規模イベント

会場借上料の**実額**

上限額 **10万円**

中小規模イベント等

会場借上料の**実額**

上限額 **3万円**

注意事項

●自社の管理する土地等で実施する場合の借り上げ料は含みません。

●会場設営費用等は含みません。（会場借上料以外の補助対象経費には含む場合があります。（補助率1/2））

その他の要件等

(1) 補助回数

- 補助の申請・交付は同一会計年度内に1回のみです。
- 補助対象事業の構成団体としての参加回数に制限はありません。また、補助対象団体（申請団体）となった場合でも、別事業において構成団体として参加することは可能です。

(2) 補助対象団体・構成団体の要件

- 補助対象団体及び、補助金の基礎額の算定に係る構成団体は静岡市自転車サポーターの認定団体とします。申請時点で認定されている団体が対象です。
- 自転車サポーターの認定申請は随時受け付けておりますが、申請から認定まで通常2週間～1か月程度の時間を要します。
- 自転車サポーター制度認定団体であっても、サポーターとしての活動に疑義がある場合、補助対象団体、構成団体として認められない場合があります。

例：毎年の活動報告書が提出されていない 等

- 活動に疑義がある等の理由で自転車サポーター制度の認定が取り消された後、1年間はサポーター認定の申請ができませんのでご注意ください。

市のサポート等について

（１）市のサポート等について

●静岡市は必要に応じて以下のようなサポート、支援を実施します。

※時期や状況、内容により、必ずしも支援を約束できるものではありません。

- 企画内容の相談
- 行政ブースの出展、行政各施策との連携についての調整、各担当課との連絡調整
- 他サポーターとの連絡調整
- 広報
- 当日の会場に関する相談、準備
- タンDEM自転車の貸出
- 警察その他関係団体との連絡調整
- 後援、共催等